

グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門） 実施要領

第1 目的

この実施要領は、地域環境保全対策費補助金（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門））（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、グリーンボンド、グリーンローン、グリーン性を有するサステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン（以下「グリーンボンド等」という。）の調達支援（グリーンボンド等フレームワークの検討、策定、運用等に係るコンサルティング、外部レビューの付与等をいう。以下同じ。）に係る体制を整備し、もって我が国におけるグリーンボンド等による資金調達及び投融資の促進を図ることを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別途環境省が定める方法によりグリーンファイナンスポートアル¹の登録を受けた調達支援者（以下「登録支援者」という。）が行うグリーンボンド等による調達支援事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は次に掲げる者（登録支援者に限る。）とする。

ア 民間企業

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

¹ 名称変更の可能性あり

- エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- オ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

（3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

（4）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否に関する審査基準の作成等及び審査基準を審査する委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

（5）交付規程の内容

- ① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで、第19条及び第20条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第17条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

（6）間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、審査基準（案）について委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき、必要に応じて委員会に諮った上で、間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 補助事業者は、②に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①及び②に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。
- ④ 補助事業者は、間接補助金交付先（過年度に採択した間接補助金交付先を含む）について、グリーンファイナンスポートアルを通じて公表するものとする。

（7）間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(8) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(9) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(10) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間ににおいて当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省総合環境政策統括官に協議することができる。

(11) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の1年間の期間について、毎年度、環境改善効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、令和6年〇月〇日から施行する。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
グリーンボンド、グリーン性を有するサステナビリティボンド、グリーンローンへの外部レビュー事業※1	外部レビューの付与を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	上限 20 百万円又は本補助金の総額に 5 分の 1 を乗じて得た額のいずれか少ない方の額のうち補助事業者が必要と認めた額（複数年度計画の間接補助事業の場合、当該計画の総額の上限を 20 百万円又は本補助金の総額に 5 分の 1 を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とし、その金額のうち補助事業者が必要と認めた額。以下この表において同じ。）	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費に 10 分の 4 を乗じて得た額と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
グリーン性を有するサステナビリティ・リンク・ボン	同上	同上	同上	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費に 10 分の 7 を乗じて得た額</p>

ド、グリーン性を有するサステナビリティ・リンク・ローンへの外部レビュー事業				と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
グリーンボンド等コンサルティング等事業	グリーンボンド等コンサルティング等を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	上限20百万円又は本補助金の総額に5分の1を乗じて得た額のいずれか少ない方の額のうち補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費に10分の5を乗じて得た額と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※1 資金調達後の間接補助事業については、令和3年度地域環境保全対策費補助金（適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業）、令和4年度地域環境保全対策費補助金（適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド等促進体制整備支援事業）、令和5年度地域環境保全対策費補助金（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門））にて、交付決定を受けた際に提出した最長3年間の資金調達支援計画（令和4年度までは発行等支援計画を指す）に基づき実施するものを対象とする。

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省総合環境政策統括官 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度地域環境保全対策費補助金（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門））に係る翌年度における間接補助事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和 年度地域環境保全対策費補助金（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門））について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間ににおいて、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があつたため審査した結果、その必要性が認められるので、グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門）実施要領第3（10）の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間ににおいて、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

3. 参考資料

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)